

介護支援課

R7 介護支援課 予算施策体系

【施策体系】		〔R7 事業名〕	〔予算額(千円)〕
医療・介護提供体制の充実	地域包括ケア体制の確立	安定した介護保険制度の運営支援	
		1 介護給付費負担金交付事業	29,342,468
		2 地域支援事業交付金	1,799,334
		3 財政安定化基金運営事業	70,624
		4 保険者支援事業	11,488
		5 介護保険審査会運営事業	984
		6 介護認定審査会委員等研修事業	912
		7 介護サービス利用者負担額軽減事業	11,158
		8 介護保険料軽減事業	434,155
	地域包括ケア体制の構築	9 事業者適正化支援事業	18,543
		10 介護サービス情報の公表事業	8,974
		11 国保連苦情処理・事業者適正化支援事業	1,316
		12 介護支援専門員資格登録管理事業	1,260
		13 喀痰吸引等実施のための研修事業	3,050
		14 地域包括ケア構築推進事業	14,188
		15 生活支援・介護予防推進サポート事業	6,992
		16 高齢者虐待防止事業	2,581
		17 第9期長野県高齢者プラン普及展開事業	260
		18 高齢者生活・介護に関する実態調査事業	20,189
		19 介護人材確保対策事業	244,633
		20 介護研修事業	13,099
		21 軽費老人ホーム事務費補助事業	759,956
		22 認知症施策総合推進事業	78,090
	介護サービス基盤の充実	23 老人福祉施設等整備事業	27,112
		24 地域医療介護総合確保基金事業	4,213,952

【事業概要(介護支援課計画係)】

① 介護給付費負担金交付事業

(根拠法令:介護保険法第123条、介護保険の国庫負担の算定等に関する政令第2条)

【予算額及び内訳】 293 億 4,246 万 8 千円 (一般財源 293 億 4,246 万 8 千円)

【予算の主な内容】 介護給付費負担金

【目指す姿】

高齢期における適切な介護を確保し、住み慣れた地域で高齢者が生活できるよう福祉の増進を図る。

【現状】

市町村の介護保険給付に要する経費について定率負担し、介護保険制度の適切かつ円滑な運用を図っている。

【事業主体】

県

【事業内容】

市町村の介護給付費等に対する定率負担を行う。負担割合:居宅介護給付費の12.5%、施設等介護給付費の17.5%

(積算内訳)

	介護給付費	R7県負担金 A	R6県負担金 B	増減(A-B) (A/B)
居宅サービス	121,669,669 千円	15,208,709 千円	15,044,165 千円	164,544 千円 (101.1%)
施設サービス	80,764,337 千円	14,133,759 千円	13,726,820 千円	406,939 千円 (103.0%)
合 計	202,434,006 千円	29,342,468 千円	28,770,985 千円	571,483 千円 (102.0%)

(参考:市町村の介護保険の財源)

保険料 50%	第1号保険料 23%	
	第2号保険料 27%	
公 費 50%	居宅介護給付費	
	施設等介護給付費	
	国 25% (うち5%は調整交付金)	国 20% (うち5%は調整交付金)
	都道府県 12.5%	都道府県 17.5%
	市町村 12.5%	市町村 12.5%

【事業の経過等】

○平成12年度から実施

○交付実績 令和5年度 279 億 4,608 万 6 千円 令和6年度 286 億 5,134 万 8 千円

【事業概要(介護支援課計画係)】

② 地域支援事業交付金

(根拠法令:介護保険法第115条の45及び第123条第3項・第4項)

【予算額及び内訳】 17億9,933万4千円(一般財源17億9,933万4千円)

【予算の主な内容】 介護保険者である市町村・広域連合への交付金

【目指す姿】

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の方への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、被保険者が、地域において自立した日常生活を営むことができることを目指す。

【現状】

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から、市町村等が実施する「地域支援事業」に要する費用の一部を負担する。

【事業主体】

介護保険者である市町村・広域連合

【事業内容】

市町村等の実施する事業の内容により異なる計算式で算出した額以内で地域支援事業に要する経費に対して負担割合に応じた支援を行う。

(積算内訳)

区 分	R7年度	R6年度
介護予防・日常生活支援総合事業	8億7,475万5千円	8億7,571万2千円
包括的支援事業・任意事業	6億5,686万5千円	6億3,486万3千円
包括的支援事業(社会保障充実分)	2億6,771万4千円	2億7,440万4千円
合 計	17億9,933万4千円	17億8,497万9千円

(参 考 市町村等における地域支援事業費の財源構成)

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業、旧介護予防日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業

国	県	市町村	2号保険料	1号保険料
25%	12.5%	12.5%	27%	23%

(2) 包括的支援事業・任意事業

国	県	市町村	1号保険料
38.5%	19.25%	19.25%	23%

【事業の経過等】

○交付実績 令和4年度 15億6,786万7千円
令和5年度 16億3,016万3千円
令和6年度 17億997万1千円(概算支払額)

【事業概要(介護支援課計画係)】

③ 介護保険財政安定化基金運営事業

(根拠法令:介護保険法第147条及び附則第10条、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第6～12条、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令第4条、長野県介護保険財政安定化基金条例)

【予算額及び内訳】 7,062 万 4 千円

(財産収入 571 万 3 千円、基金繰入金 4,824 万 4 千円、諸収入 1,666 万 7 千円)

【予算の主な内容】 貸付金 4,824 万 4 千円、積立金 2,238 万円

【目指す姿】

財政安定化基金の運営を通じ、保険者の介護保険財政の安定を図る。

【現 状】

介護保険制度創設から 25 年が経過し、市町村介護保険者の保険財政運営は概ね円滑になされているが、県内には保険財政運営が不安定となりやすい小規模町村保険者が多いことから、引き続き保険財政の安定化を推進する必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 積立事業 基金の財源は、保険者・県・国が 1/3 ずつ負担
 - * 保険者の拠出金 : 計画期間の標準給付費見込額 × 拠出率
 - * 拠 出 率 : 省令で定める率を標準として県が条例で定める。(0%)
 - * 省令で定める率 : 全保険者の標準給付費見込額に対する貸付・交付見込額（償還見込額を控除）の割合の 1/3 (0.042%)
- 2 貸付事業
 - (1) 貸付事由 各年度において、保険料収納率の低下や見込みを上回る給付費の増大等により財政不足が生じた場合に貸付を行う。(保険者が策定する介護保険事業計画の計画期間の最終年度は、3 年間の計画期間を通じた財政不足が生じた場合に貸付を行う。)
 - (2) 償 還 次期計画期間に第 1 号保険料を財源として 3 年間均等に分割償還する。
 - (3) 利 息 無利子
- 3 交付事業 計画期間の 3 年間を通じ、保険料収納率の低下により、財政不足が生じた場合に、不足額の 1/2 を限度に資金の交付を行う。
(計画期間の最終年度のみ)

【取崩しの特例】

第 5 期計画期間（平成 24～26 年度）の保険料上昇の抑制等を図るため、介護保険財政安定化基金について、平成 24 年度に限り、第 5 期計画期間中の所要額を確保した上で残額を取り崩し、拠出者である国、県、市町村へ返還することが可能とされた。

このため、県基金から 26 億 8,018 万 8 千円を取り崩し、うち 3 分の 1 を市町村へ特例交付金として交付することにより、保険料の軽減を図った。

なお、県への返還額については、下記の介護保険関連の事業に活用することとなっている。

- ① 地域包括ケアの総合的な推進 ② 老人福祉施設等整備事業 ③ 介護人材対策の推進

【事業の経過等】

- ・平成 12 年 4 月基金設置
- ・平成 21 年度から拠出金積立休止(令和 6 年度末現在高 34 億 5,274 万 5 千円)
- ・貸付実績 令和 4 年度 実績なし 令和 5 年度 5,000 万円 令和 6 年度 実績なし
- ・交付実績 平成 29 年度 実績なし 令和 2 年度 実績なし 令和 5 年度 実績なし

【事業概要(介護支援課計画係)】

④ 保険者支援事業

(根拠法令:介護保険法第5条第2項)

【予算額及び内訳】1,148万8千円(一般財源177万9千円、国庫補助金969万1千円、諸収入1万8千円)

【予算の主な内容】制度の円滑な運営のための保険者支援(経常経費、需用費、委託料、使用料)

【目指す姿】

介護保険法に基づき、保険者である市町村等に対し県が必要な助言及び適切な援助を実施し、保険者の適切な事務処理や介護給付の適正化を目指す。

【現状】

介護保険制度の導入から25年が経過し、保険者の介護保険に係る事務処理は概ね円滑に実施されているが、公的負担はますます増加している。そのため、介護保険法の規定に基づく保険者への助言に加え介護給付の適正化等について保険者を支援する必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 説明会等の開催

全国介護保険担当課長会議等の情報を保険者等に伝達するため、適宜説明会及び担当学会議を開催する。

2 保険者支援

介護保険制度の円滑な運営と介護費用の適正化を図るため、保険者に対し助言・支援を行う。

3 介護保険事業状況報告

制度の運営状況を把握し、必要な情報を国へ報告するためのシステムを運用するとともに、事業年報を作成する。

4 県民に対する広報啓発

県民に対し介護保険制度の広報・啓発を行う。

5 介護給付適正化推進事業

持続可能な介護保険制度の構築を目指し、保険者が行う介護給付適正化事業を一層推進するため、実施効果の高い事業等を中心に実施を促す。

(1) 国保連介護給付適正化システム活用等事業(保険者システム活用方法の現地研修、縦覧点検支援 等)

(2) ケアプラン点検推進事業(ケアプラン点検実施保険者への主任介護支援専門員派遣支援、ケアプラン点検推進研修会の開催 等)

【事業の経過等】

平成11年度から実施

【事業概要(介護支援課計画係)】

- ⑤ 介護保険審査会運営事業
(根拠法令:介護保険法第 184 条)

【予算額及び内訳】 98 万 4 千円 (一般財源 98 万 4 千円)

【予算の主な内容】 審査会運営に要する経費(委員報酬、旅費)

【目指す姿】

保険者の行った要介護認定、保険料の賦課等の行政処分に対する審査請求の審理・裁決を適正に行う。

【現 状】

審査会は、介護保険法第 184 条により都道府県に設置することとされており、被保険者等から審査請求がなされた場合に審理・裁決を行っている。

【事業主体】

県

【事業内容】

審査会の構成・委員数等

1 委員数 18 人 (被保険者代表 3 人、市町村代表 3 人、公益代表 12 人)

2 任 期 令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日から令和 10 年 (2028 年) 3 月 31 日まで (3 年)

3 構 成

(1) 第 1 部会 <要介護認定に係る処分>

公益代表 3 人 × 3 合議体 = 計 9 人

(2) 第 2 部会 <要介護認定以外に係る処分 (保険料の賦課等) >

被保険者代表 3 人 + 市町村代表 3 人 + 公益代表 3 人 = 計 9 人

4 審査件数 (平成 12 ~ 令和 6 年度)

区 分	請求件数	取下件数	裁 決 件 数			
			却 下	棄 却	認 容	
件 数 (件)	77	4	73	33	39	1

※一件の審査請求で裁決結果が「一部却下・一部棄却」となった案件は、「却下」「棄却」の両方に件数を記載している。

【事業の経過等】

平成 12 年度から実施

【事業概要(介護支援課計画係)】

⑥ 介護認定審査会委員等研修事業
(根拠法令:厚生労働省老健局長通知)

【予算額及び内訳】 91 万 2 千円 (一般財源 45 万 7 千円、国庫補助金 45 万 5 千円)

【予算の主な内容】 研修実施に要する経費(需用費、報償費、使用料など)

【目指す姿】

要介護認定の公平・公正な実施のため、介護認定審査会委員、認定調査員及び主治医に対する研修を行い、介護保険制度の円滑かつ適正な運営を目指す。

【現 状】

全国一律の基準に基づく、客観的かつ公平・公正な要介護認定を行うためには、審査判定、認定調査、主治医意見書に必要な知識・技能の習得及び向上のための研修を実施する必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 介護認定審査会委員研修

介護認定審査会委員に対し、要介護認定に関する最新情報を提供するとともに、公平・公正で適切な審査判定を実施するために必要な知識・技能を習得できるよう研修を行う。

2 認定調査員研修

認定調査員に対し、要介護認定に関する最新情報を提供するとともに、公平・公正で適切な認定調査が行えるよう必要な知識・技能の研修を行う。

3 主治医研修

要介護認定に係る審査・判定の重要な資料である「主治医意見書」の記載がより適切に行われるよう、主治医意見書の記載方法について研修を行う。

【事業の経過等】

平成11年から実施

【事業概要(介護支援課計画係)】

⑦ 介護サービス利用者負担額軽減事業

(根拠法令:介護保険事業費補助金交付要綱、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知))

【予算額及び内訳】 1,115万8千円(一般財源372万1千円、国庫補助金743万7千円)

【負担割合:国1/2、県1/4、市町村・広域連合(保険者)1/4】

【予算の主な内容】 補助金

【目指す姿】

介護保険サービスを利用する際に生じる利用料等の負担を軽減し、低所得者が円滑に介護保険サービスを利用できるようにする。

【現 状】

介護保険のサービスを利用する際、利用者は費用の1割と食費・居住費等を負担する。低所得者へ配慮した措置として高額介護サービス費等があるが、低所得者が円滑に介護保険サービスを利用できるようにするためには、更に低所得者の負担を軽減する必要がある。

【事業主体】 保険者たる市町村(広域連合を含む。)

【事業内容】 市町村等が実施する以下の利用者負担額軽減事業に対する助成

事業名 対象サービス	対 象 者	事 業 内 容
1 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 訪問介護(夜間対応型含む)、通所介護(認知症対応型(予防含む)、地域密着型含む)、短期入所生活介護(予防含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(予防含む)、複合型サービス、特別養護老人ホーム(地域密着型含む)、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のもの)	市町村民税世帯非課税者のうち以下の①～⑤の要件を全て満たす者及び生活保護受給者 ただし、実質的負担軽減者でユニット型個室に入所していない旧措置入所者は除く。また、施設入所者等に係る食費・居住費(滞在費)の軽減は、特定入所者介護(予防)サービス費が支給されている場合に限る。生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額を軽減の対象とする。 ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円(税制改正の経過措置対象者は190万円)を加算した額以下であること ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと ⑤介護保険料を滞納していないこと	利用者負担(費用の1割・居住費(滞在費)・食費)を本来の原則1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)とする。 なお、生活保護受給者については、個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額の全額とする。
2 介護保険サービスの訪問介護を利用する障がい者に対する支援措置事業 訪問介護(夜間対応型含む)、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のもの)	障害者総合支援法のホームヘルプの利用において境界層該当として定率負担0円の者で、次のいずれかを満たす者 ・障がい者ホームヘルプの利用者で、平成18年度以降65歳に到達したことで介護保険の対象者となった者 ・特定疾病により要介護(要支援)状態になった40～64歳の者	利用者負担(費用の1割)を全額免除とする。
3 振興山村等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 訪問介護(夜間対応型含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(予防含む)、複合型サービス、第一号訪問事業のうち、介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のもの)	市町村民税本人非課税者 (上記1・2の事業の利用者及び生活保護受給者を除く。)	利用者負担を10%から9%とする。 (振興山村等地域では、利用者負担額が1.15倍になるため。)
4 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置事業 訪問介護(夜間対応型含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(予防含む)、複合型サービス、第一号訪問事業のうち、介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のもの)	市町村民税本人非課税者 (上記1・2の事業の利用者及び生活保護受給者を除く。)	利用者負担を10%から9%とする。 (中山間等地域では、利用者負担額が1.1倍になるため。)

【事業の経過等】

平成12年度から補助事業実施

【事業概要(介護支援課計画係)】

⑧ 介護保険料軽減事業

(根拠法令:介護保険法第 124 条の2第3項)

【予算額及び内訳】 4 億 3,415 万 5 千円 (一般財源 4 億 3,415 万 5 千円)

【予算の主な内容】低所得者保険料軽減負担金

【目指す姿】

高齢期における適切な介護を確保し、住み慣れた地域で高齢者が生活できるよう福祉の増進を図る。

【現状】

市町村が行っている低所得者の第一号保険料の軽減に要する経費の一部を負担する。

負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4

【事業主体】

市町村

【事業内容】

市町村は低所得者(所得段階が第1段階から第3段階の被保険者)に対して、各所得段階に応じた軽減乗率により第1号保険料の軽減を行い、県はその経費の1/4を負担する。

【事業の経過等】

平成 27 年度から実施

【事業概要(介護支援課サービス係)】

⑨ 事業者適正化支援事業

(根拠法令:介護保険法第24条及び介護保険施設等指導要領)

【予算額及び内訳】1,854万3千円(一般財源846万6千円、国庫補助金1,005万9千円、諸収入18千円)

【予算の主な内容】需用費等の物件費、システムの改修・保守管理など

【目指す姿】

介護サービス事業所に対する指導等を実施することで、指定基準の遵守や、介護報酬の適正な請求等、介護保険制度の適正な運用及び介護サービスの質の向上を目指す。

【現 状】

介護保険制度は定着してきているが、介護サービス事業者による介護報酬の算定誤りや基準違反等による指導事項もあるため、引き続き制度に関する正しい理解の促進及び介護サービスの質の向上を図る必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 指導関係

128万3千円

(1) 集団指導

種 類	対象、内容	実施時期	実施機関
新規事業者	新規に事業者指定を受けた者を対象に、各種届出手続、基準等の共通事項や事業者指導について周知	原則毎月 (1か所)	・介護支援課 ・長野市、松本市 ・長野県国民健康 保険団体連合会
サービス種類別	サービス種類別に開催し、基準、報酬算定上の留意点、指導事例等について周知	各サービス 年1回	・介護支援課
圏 域 別	圏域別に、テーマ等を設定し研修等を実施 (10 圏域×1回以上)	年1回以上	・保健福祉事務所(圏 域介護保険事業者連 絡協議会へ委託等)

(2) 運営指導

指導主体	主なサービス種類
地域福祉課 福祉監査担当	介護保険施設、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護
保健福祉事務所 福 祉 課	訪問介護、訪問看護ステーション、通所介護

※各サービスにつき、概ね3割の事業者に対し運営指導を行う。

2 その他

介護保険指定機関等管理システム保守管理	132万4千円
介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業	1,005万9千円
事業者に対する指導通知等の発送経費等	174万5千円
令和7年度介護保険制度改正に伴う事務	413万2千円

【事業の経過等】

平成18年度の介護保険法改正により指導監督に関する勧告、改善命令等が追加されるなど事業者規制の見直しが行われた。

【特記事項】

基準違反等の疑いのある事業者に対しては、指導とは別に監査を実施。

【事業概要（介護支援課サービス係）】

⑩ 介護サービス情報の公表事業

（根拠法令：介護保険法第 115 条の 35～第 115 条の 44）

【予算額及び内訳】 897 万 4 千円（一般財源 448 万 7 千円、国庫補助金 448 万 7 千円）

【予算の主な内容】 介護サービス情報公表事業委託料

【目指す姿】

介護サービス利用者及び家族に対し、介護サービス事業所の情報（職員体制やサービスマニュアルの有無等）を比較・検討できる形で提供することにより、利用者が最適な事業所を選択できるようになることを目指す。

【現 状】

介護サービスは多様化するとともに事業所数も多数あるため、介護サービス事業所を比較・検討できるよう公表内容を充実するとともに、より活用されるよう利用者等に対して普及啓発をする必要がある。

【事業主体】

県（指定情報公表センターとして長野県社会福祉協議会を指定）

【事業内容】

介護サービス情報の公表事業は、介護サービス事業者の情報を、比較可能な形で、インターネットを通じたシステムにより、広く利用者、家族、介護支援専門員等に公表する。

介護サービス情報の内容

（1）基本情報

事業所の名称、所在地、連絡先、サービスの提供実績、職種別の従業員数、施設・設備の状況など

（2）運営情報

利用者本位のサービス提供の仕組み、従業員の教育・研修の状況、介護サービスに関するマニュアルの有無など

【事業の経過等】

平成 18 年度から制度開始

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
対象サービス数	52	53	53	51	54	54	54	54	54	51
公表事業所数	3,515	3,506	3,467	3,434	3,299	3,455	3,391	3,535	3,549	3,435

【事業概要(介護支援課サービス係)】

⑪ 国保連苦情処理・事業者適正化支援事業

(根拠法令:長野県国民健康保険団体連合会介護保険補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 131 万 6 千円 (一般財源 131 万 6 千円)

【予算の主な内容】 補助金

【目指す姿】

長野県国民健康保険団体連合会(国保連)による介護サービスに対する苦情処理業務が適切に行われるよう支援することで、介護サービスの質の確保・向上を図るとともに、介護保険制度に対する信頼性の向上や安定的な制度運営を目指す。

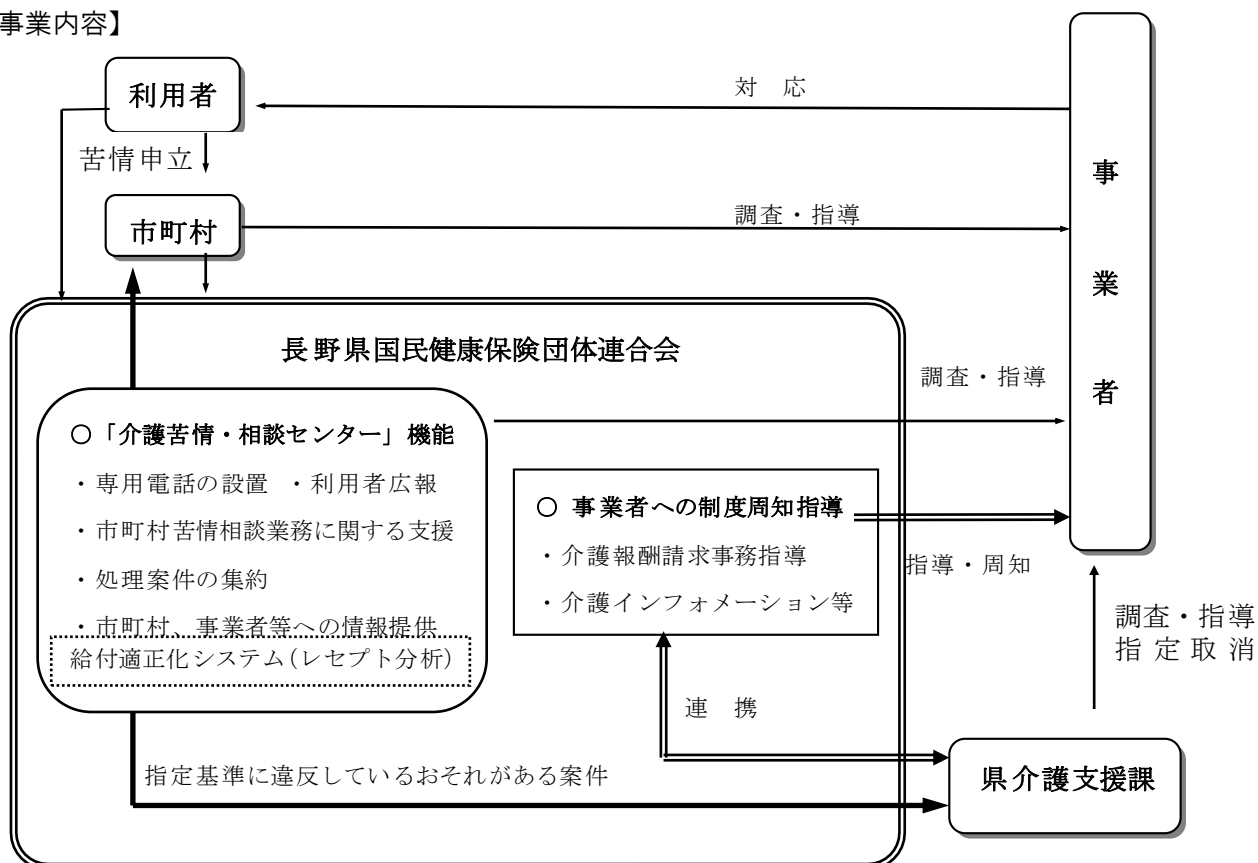
【現 状】

国保連は介護保険法第 176 条において苦情処理機関として位置づけられており、重要な役割を果たしていることから、その業務を引き続き支援していく必要がある。国保連が対応した相談や苦情を介護事業所への指導や監査に反映させている。

【事業主体】

県

【事業内容】



【事業の経過等】

平成 12 年度から開始

【事業概要(介護支援課サービス係)】

⑫ 介護支援専門員資格登録管理事業

(根拠法令:介護保険法第 69 条の 2 及び介護保険法施行規則第 113 条の 7 第 2 項)

【予算額及び内訳】 126 万円(手数料 126 万円)

【予算の主な内容】 介護支援専門員資格の登録事務費ほか

【目指す姿】

要介護者等の相談、調整、援助等の業務を行う介護支援専門員に関する資格登録等の管理や介護支援専門員証の交付等の事務を適切に行い、介護支援専門員の質の確保を目指す。

【現 状】

介護支援専門員は毎年新たに有資格者が増えるとともに、5年ごとに更新を迎えることになるため、引き続き介護支援専門員証の適正な管理をすることが必要である。

【事業主体】

県

【事業内容】

介護支援専門員資格証の更新事務等

【事業の経過等】

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により、介護支援専門員証の更新制度の導入、事業者に対する所属介護支援専門員の届出義務化、介護支援専門員の不正行為に対する資格の登録削除・罰則強化がなされたが、これに併せ「介護支援専門員名簿管理システム」により情報を全国で共有することにより、介護支援専門員の全国的管理を行うこととした。

【特記事項】

介護支援専門員資格の延べ登録者数(令和6年度末現在) 14,990 名

介護支援専門員証の有効期間(5年間)の更新が、平成 20 年度から本格的に始まった。

【事業概要(介護支援課サービス係・障がい者支援課施設支援係)】

⑬ 喀痰吸引等実施のための研修事業

【予算額及び内訳】 305 万円（一般財源 67 万6千円、基金繰入金 109 万9千円、手数料 46 万5千円）

【予算の主な内容】 介護職員等が痰の吸引等を実施するための研修
研修の講師となる指導看護師等を養成

【目指す姿】

介護職員等が医師の指示に基づき医療的ケア(喀痰吸引及び経管栄養)を安全に実施できるよう、必要な知識及び技術を習得するための研修等を実施し、喀痰吸引等を安全に実施できる介護職員等の養成を目指す。

【現 状】

「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、平成24年4月1日から一定の研修を受講し、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等は、医師の指示のもと特定行為(喀痰吸引及び経管栄養)を行うことができることとなったため、不特定多数の者に喀痰吸引等ができる第一号研修及び第二号研修と重度の障害のある方など特定の者に喀痰吸引等ができる第三号研修を実施し、人材養成を行う必要がある。

第三号は平成24年度から、第一号及び第二号については平成25年度から登録研修機関が研修を実施している。

【事業主体】

喀痰吸引等研修:登録研修機関

指導看護師等の養成、研修実施体制懇談会の運営:県

【事業内容】

1 指導者養成講習

喀痰吸引等研修の指導者を養成する。100 人予定(40 人×2回、20 人×1回)

2 研修実施体制懇談会

喀痰吸引等研修の実施及び研修習得程度の審査を公正かつ適正に行うため、研修内容を検証する懇談会を開催する。

3 喀痰吸引等業務登録管理事務

認定特定行為業務従事者、登録特定事業者、登録研修機関の登録管理を行う。

【事業の経過等】

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正(平成24年4月1日施行)により、喀痰吸引等の研修を受講し「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等は、医療行為として、医師の指示の下に、医療的ケア(喀痰吸引、経管栄養)を業とすることができるようになった。

【事業概要(介護支援課計画係・サービス係)】

⑭ 地域包括ケア構築推進事業(根拠法令:介護保険法第5条)

【予算額及び内訳】 1,418 万 8 千円 (国庫補助金 1,390 万 1 千円、基金繰入金 26 万 8 千円、諸収入 19 千円)

【予算の主な内容】 専門職等の派遣費用(報償費、旅費)、補助金等

【目指す姿】

医療、介護、生活支援等が切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」の構築を推進し、誰もが自分らしく安心して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現を目指す。

【現 状】

市町村における地域包括ケア体制の整備に当たっては、市町村によって存在する医療・介護等の資源や連携状況が異なるほか、取組の熟度にも大きな差があるため、多角的に市町村を支援する必要がある。

【事業主体】 県

【事業内容】

- 1 地域包括ケア推進研修事業 49 万 5 千円
地域ケア会議の機能強化及び地域包括ケア体制構築の推進にかかる研修を実施する。
市町村におけるヤングケアラー支援充実のための研修を実施する。
- 2 在宅医療・介護連携推進支援事業 46 万 5 千円
市町村における在宅医療・介護連携推進事業の円滑化を支援する。
・市町村の取組を推進するための研修の実施
・高齢者施設における終末期ケアに関する研修の実施等
- 3 中山間地域介護サービス確保対策事業 409 万円
中山間地域における介護・生活支援サービスの提供体制を確保するための事業に取り組む市町村・広域連合を支援する
・市町村等が行う、中山間地域におけるサービス確保のための取組に対して補助
・中山間地域におけるサービス確保策の一つである「基準該当サービス」等に関する研修の実施
- 4 24 時間在宅ケアサービス等推進事業 158 万 4 千円
定期巡回・随時対応型サービスを中心とした 24 時間在宅ケアサービスの普及啓発、地域展開に向けた取組を実施する。
・全県へのサービス展開に向けた研修の実施
・事業所へのアドバイザー派遣等
- 5 宅幼老所機能強化事業
宅幼老所の機能の理解や市町村との連携の促進を図る。
・地域共生社会の実現における宅幼老所の機能・役割等
- 6 地域包括ケア市町村伴走型支援事業 543 万 1 千円
市町村の地域包括ケア体制構築の取組を各市町村の進捗状況に応じて個別・具体的に支援する。

【事業の経過等】

平成 24 年度から実施

【事業概要(介護支援課計画係)】

⑮ 生活支援・介護予防推進サポート事業(根拠法令:介護保険法第5条)

【予算額及び内訳】 699 万 2 千円 (国庫補助金 699 万 2 千円)

【予算の主な内容】 研修実施に要する経費(報償費、旅費)、補助金等

【目指す姿】

市町村等が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する介護予防及び生活支援サービスの効果的かつ効率的な支援等を行えるようにする。

【現状】

- 市町村のフレイル予防の観点を取り入れた取組の推進及び介護予防事業の評価を支援する必要がある。
- 市町村等が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントのスキルアップ支援を行うとともに、市町村等における生活支援サービスの提供が推進されるよう、市町村等への支援を行う必要がある。
- 生活支援コーディネーターの養成等、県の役割とされている人材育成について、市町村等支援の観点からも積極的に取り組む必要がある。

【事業主体】 県

【事業内容】

- 1 介護予防ケアマネジメント・介護予防ケアプラン作成研修事業 23 万 4 千円
自立支援に資するケアマネジメント能力の向上等を図るための研修会を開催する。
- 2 介護予防リハビリ専門職育成事業 92 万 4 千円
介護予防の推進に資するリハビリテーション専門職を育成するための事業に対して補助する。
- 3 生活支援体制整備事業構築推進事業 504 万 2 千円
生活支援体制整備のために市町村が配置する生活支援コーディネーターの養成及びネットワーク化を図るための研修会を開催する。
- 4 住民主体の通いの場等推進支援事業 64 万 6 千円
「住民主体の通いの場」の立ち上げや体操教室等における介護予防の効果向上のための支援を行う。
- 5 介護予防等推進研修事業 14 万 6 千円
フレイル予防・介護予防等に関する知識や技術を習得し、高齢者の自立支援に資する効果的な介護予防事業が展開できるよう研修を実施する

【事業の経過等】

平成 25 年度から実施

【事業概要(介護支援課計画係)】

⑩ 高齢者虐待防止事業

(根拠法令: 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 19、24 条)

【予算額及び内訳】 258 万 1 千円 (一般財源 129 万 1 千円、国庫補助金 129 万円)

【予算の主な内容】 講師等への謝金、旅費、需用費等の物件費等

【目指す姿】

高齢者虐待の対応窓口である市町村・地域包括支援センターの担当職員への研修を通じて虐待の予防や高齢者等へ適切な援助を実施できる体制の整備を目指すとともに、養介護施設従事者等への研修を通じて、介護施設・介護サービス事業所等における高齢者虐待を無くすことを目指す。

【現 状】

家族や養介護施設従事者等による高齢者虐待件数が増加していることから、早期発見や予防に繋げるため、高齢者虐待の対応窓口である市町村・地域包括支援センターの担当職員や養介護施設従事者等への研修が必要である。

高齢者虐待の状況

区 分		令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
養 介 護 施 設 従 事 者 等	市町村への通報・届出件数	68	28	35
	虐待と認められた件数	20	11	11
養護者	市町村への通報・届出件数	611	589	581
	虐待と認められた件数	283	294	310

【事業主体】

県

【事業内容】

1 市町村・地域包括支援センター職員実務基礎講習

市町村・地域包括支援センター職員に対し、高齢者虐待の相談・通報窓口として、虐待予防の取組や高齢者等への適切な援助を実施できるよう、実務的な講習を行う。

2 高齢者虐待対応伴走支援

高齢者虐待対応の各判断が、単独市町村のみでは困難な事例について、長野県高齢者虐待対応専門チーム（弁護士・社会福祉士のチーム）を派遣し、解決に向けた取組を支援する。

3 介護施設・サービス事業従事者実践講習

介護施設・介護サービス事業従事者に対し、利用者の権利擁護の視点に立った介護、虐待の予防・早期発見に向けた実践講習を行う。

4 介護施設等における看護指導者養成事業

介護施設等における看護職員の資質向上を図るため、看護指導者養成研修へ受講者を派遣し、受講者による伝達講習会を実施する。

【事業の経過等】

平成 24 年度から実施 令和 2 年度から介護施設等における看護指導者養成事業を実施

【事業概要(介護支援課計画係)】

⑰ 第9期長野県高齢者プラン普及展開事業

【予算額及び内訳】 26 万円 （一般財源 26 万円）

【予算の主な内容】 委託料

【目指す姿】

令和6年度からの第9期長野県高齢者プランの理念及び施策について、広く県民に周知し、健康寿命の延伸等に向けた意識醸成を図るとともに、地域包括ケア体制構築への住民参画を促進する。

【現状】

長野県高齢者プランに基づく施策の推進においては、県民や市町村、関係者など、広く認識を共有したうえで、協力いただくことが必要であり、これまでの冊子やホームページへの掲載だけでなく、高齢者でも多くが利用しているスマートフォンやPC等で受け取りやすい媒体の作成等を検討する必要がある。

【事業主体】

県（事業者へ委託して実施）

【事業内容】

第9期長野県高齢者プランの内容や、県で実施する地域包括ケア体制構築状況の「見える化」の成果などについて、周知啓発していくための広報媒体(デジタルブック等)を作成するとともに、アクセスしやすく、分かりやすい特設ウェブサイトを作成する。

【事業の経過等】

第9期長野県高齢者プラン（令和6～8年度）の策定に合わせて、令和6年度から新たに実施

【事業概要(介護支援課計画係)】

⑱ 高齢者生活・介護に関する実態調査事業

(根拠法令:老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条)

【予算額及び内訳】2,018万9千円 (一般財源2,018万9千円)

【予算の主な内容】委託料

【目指す姿】

県内高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対するニーズ、また、施設入所者の現状や介護サービス事業所の経営実態等を把握することにより、次期長野県高齢者プラン(老人福祉計画・第10期介護保険事業支援計画:計画年度2027~2029)を的確に策定するための基礎データの取得を目指す。

【現状】

県民の高齢者福祉や介護に対するニーズは多様化しているため、高齢者の現状やニーズ、介護サービス事業所の経営実態等を的確に把握して次期高齢者プランに生かす必要がある。

【事業主体】

県(事業者へ委託して実施)

【事業内容】

1 高齢者実態調査

① 元気高齢者実態調査(18,200名程度)

65歳以上の元気高齢者を対象に、高齢者の意識・生活実態等を調査する。

調査方法:郵送によるアンケート調査(市町村経由)、抽出調査

② 居宅要介護・要支援者認定者の介護サービス等に関する実態調査(55,500名程度)

65歳以上の要支援・要介護認定者を対象に、居宅介護サービスの利用状況、要望、今後の意向(施設入所希望の有無や待機の状況を含む)等を調査する。また、家族等介護者を対象に、介護に対する意識・生活実態等を調査する。

調査方法:郵送によるアンケート調査(市町村経由)、悉皆調査(原則)

③ 介護施設に対する実態調査(1,100施設程度)

県内の介護施設に対し、入所(入居)者の利用状況(基本属性、入所までの期間、費用等)を調査する。

対象施設:特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅

調査方法:郵送による調査、悉皆調査(原則)

2 介護事業所経営実態等調査(2,200事業所程度)

県内介護サービス事業所に対し、事業の実施状況、経営状況、介護従事者の充足状況等を調査する。

対象施設:特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループ

ホーム、訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所

調査方法:郵送による調査、抽出調査

【事業の経過等】

平成22年度、25年度、28年度、令和元年度、令和4年度に委託事業として実施

【事業概要(介護支援課介護人材係)】

⑭ 介護人材確保対策事業
(根拠法令: 社会福祉法第 93 条及び 94 条)

【予算額及び内訳】 2 億 4,463 万円 3 千円(一般財源 403 万円、国庫補助金 1,559 万 9 千円、基金繰入金 2 億 2,500 万 4 千円)

【予算の主な内容】 介護人材の確保、資質向上、定着を促進するため、就職希望者を対象とした職業紹介、就職説明会、福祉の職場体験などの実施や、従事者に対する研修、働き方改革等を支援するための経費

【目指す姿】

介護分野の人材不足の解消を図るため、就職希望者等が希望を持って就労でき、また、従事者も自身のスキルアップを図ること等により職場への定着促進が図られるようにする。

【現状】

急速な少子高齢化に伴い介護保険利用者をはじめとする支援を必要とする高齢者等の増加と労働力人口の減少により、介護分野は深刻な人材不足の状況にある。県内の介護分野の有効求人倍率は2.93倍(R6年度平均)と全産業平均(1.34倍)を大きく上回っており、こうした状況の中、今後、より多くの質の高い介護人材の確保が求められる。

【事業主体】

県(長野県社会福祉協議会等への委託、介護福祉士養成施設等への補助等)

【主な事業内容】

事業名	実施方法	事業内容等	
福祉・介護人材の確保	委託	福祉・介護人材マッチング支援事業	県内にキャリア支援専門員を4名配置し、求職者のための職場開拓の実施、就職面接会の開催等
	委託	信州介護人材誘致・定着事業(無資格者の入職支援)	無資格者への適正職場へのマッチングと資格取得を組み合わせた支援
	委託	福祉職場PR事業	若年者を中心にPRするため、学校等での訪問講座の開催や啓発ツールの作成等を実施
	委託	福祉の職場体験事業	学生や就職希望者に職場体験の機会を提供
	委託	外国人介護人材活用支援事業	外国人介護人材の受入れ・活用に対する機運醸成を図るためのセミナーや事業所見学ツアーの開催等
	補助金(貸付)	介護福祉士等修学資金等貸付事業	養成施設入学者等への修学資金と介護分野への再就職のための資金の貸付
福祉・介護人材の質の向上	補助金	キャリア形成訪問指導事業	職能団体等が福祉施設等への訪問研修を実施
	補助金	外国人介護人材受入環境整備事業	外国人介護人材を受け入れた施設が実施する日本語習得等の研修を支援
	補助金	介護職員研修受講支援事業	介護事業所への職員の研修受講費用助成等
定着支援・離職防止	補助金	介護テクノロジー定着支援事業	介護現場の労働環境改善、職員の負担軽減を図るため、介護ロボットの導入やICT化を支援
	補助金	施設内保育所運営費補助金	労働環境・処遇の改善による離職防止を推進するため、施設内保育所を運営する介護施設等に対して支援
	委託	介護生産性向上推進総合事業	生産性向上総合相談センターを設置し、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を支援
福祉人材センターの運営	委託	ネットワーク会議の運営	関係機関・団体からなるネットワーク会議を開催

【事業の経過等】

H5 社会福祉法第 93 条による県福祉人材センター(社会福祉事業従事者の確保に関する業務や研修を行う)に、長野県社会福祉協議会を指定

H24 緊急雇用創出事業臨時特例基金の「重点分野雇用創出事業」の継続や同基金の「住まい対策拡充等支援事業」に「福祉・介護人材確保緊急支援事業」が創設され、24 年度終了予定であった事業を、26 年度まで一部継続して実施

H27 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、消費税増収分を財源とした地域医療介護総合確保基金を創設。以降、基金を活用し、継続的に介護従事者の確保・定着のための事業を実施

【事業概要(介護支援課計画係・介護人材係)】

② 介護研修事業（根拠法令：－）

【予算額及び内訳】1,309 万 9 千円(一般財源 964 万 2 千円、基金繰入金 345 万 7 千円)

【予算の主な内容】研修の委託料、補助金等

【目指す姿】 介護従事者に対して、介護に関する知識・技術の普及を図り、県民がより質の高い福祉サービスを受けられる社会を目指す。

【現 状】 県内の高齢化率が 33.1%と全国に比べ高齢化が進む中、介護従事者の確保と介護サービスの質の向上が求められている。

【事業主体】 県

【事業内容】

研 修 名			事 業 概 要	対 象 者	日 数	1回当たり 受講人員	実施 回数
認知症介護実践者等養成事業	認知症介護研修事業	①認知症介護実践研修	(実践者研修) 実践的な認知症介護の知識と技術を身に付けた認知症介護の専門家を養成	介護職員等	講義 6 日 ＋実習 (職場 4 週)	60	6
			(実践リーダー研修) 実践リーダーとして認知症介護の質の向上を図り、その推進役となる指導者を養成		講義 8 日 ＋実習 (職場 4 週)	40	2
		②認知症対応型サービス事業管理者研修	職員配置や勤務体制、管理者の役割、職員の研修等認知症対応型サービスを管理運営していくための知識・技術を習得	ゲルフホーム等の管理者又は管理者予定者	2 日	50	2
		③認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業所のケアの質を高めるとともに、地域に密着したものとするため、代表者等の専門研修を実施	ゲルフホーム等の法人代表者等	2日＋ 現場体験	8	2
		④小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型サービス事業所の計画作成担当者に対し専門的な研修を実施	小規模多機能型サービス事業所計画作成担当者	2 日	20	2
		⑤認知症介護基礎研修	認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施	介護職員等	eラーニングにより実施		
		⑥認知症介護基礎研修フォローアップ研修	認知症介護基礎研修eラーニング修了者が認知症対応力を向上するための研修を実施	認知症介護基礎研修eラーニング修了者等	1 日	40	2
	養成事業	⑦認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修を企画し、講義、演習及び実習を担当できる能力を有する者並びに介護保険施設等の介護の質の改善を指導することができる者の養成	介護職員等	通算9週間	2	1
		⑧認知症介護指導者フォローアップ研修	最新の認知症介護に関する専門的な知識及び技術を習得させ、高齢者介護実務者に対する研修プログラムの作成方法及び教育技術の向上を図る	認知症介護指導者養成研修修了者	5 日	2	1

【参考】長野県指定研修事業

介護支援専門員研修	①介護支援専門員実務研修	介護支援専門員の養成課程として国の要綱に基づき研修を実施	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	14 日	100	2
	②主任介護支援専門員研修	介護支援専門員の指導・助言等を行う主任介護支援専門員を養成する研修を実施	介護支援専門員として5年以上の実務経験がある者	12 日 (うちオンライン 9 日)	30	3
	③主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員に対し、主任介護支援専門員(更新)研修修了年月日から5年以内に更新する際に義務づけられたため、国の要綱に基づき研修を実施	主任介護支援専門員として講師・ファシリテーターの経験がある等	8 日 (うちオンライン 6 日)	100	2
	④介護支援専門員更新研修(実務未経験)	介護支援専門員証の有効期間 5 年以内に更新研修を受講することが義務づけられたため、国の要綱に基づき研修を実施(実務未経験者が対象)	5 年以上未従事者	8 日 (うちオンライン 6 日)	30	3
	⑤介護支援専門員更新研修(実務経験・初回更新)	介護支援専門員証の有効期間 5 年以内に更新研修を受講することが義務づけられたため、国の要綱に基づき研修を実施(初回更新者が対象)	介護支援専門員として従事している者	15 日 (うちオンライン 12 日)	50	3
	⑥介護支援専門員更新研修(実務経験・2回目更新)	介護支援専門員証の有効期間 5 年以内に更新研修を受講することが義務づけられたため、国の要綱に基づき研修を実施(2回目更新者が対象)	介護支援専門員として従事している者	6 日 (うちオンライン 5 日)	150	1
	⑦介護支援専門員専門研修	介護支援専門員の専門性を高めるため、国の要綱に基づき研修を実施	介護支援専門員として従事している者	9 日 (うちオンライン 7 日)	20	3

	⑧介護支援専門員再研修	介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、必要な知識及び技能の再修得を図る	介護支援専門員証の有効期間が満了した者で、再度交付を受けようとする者等	8日 (うちオンライン6日)	30	3
--	-------------	---	-------------------------------------	-------------------	----	---

上記研修は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会を指定研修実施機関として指定し実施。

【特記事項】

○介護支援専門員研修

・平成28年度から主に以下について改正。

- (1) カリキュラムの見直し
- (2) 修了評価の導入
- (3) 介護支援専門員実務従事者基礎研修の廃止
- (4) 主任介護支援専門員更新研修の新設
- (5) 上記に伴う受講料の見直し

・令和元年度から介護支援専門員再研修を指定研修事業として実施(平成30年度まで委託実施)。

・令和6年度のカリキュラム改定により、主に以下の点を改正

- (1)適切なケアマネジメント手法
- (2)全国標準的な研修の実施
- (3)接続研修への意識付け

○認知症介護研修

令和4年度から以下について改正。

- (1) 国の要綱改正に伴い、認知症介護基礎研修をeラーニングにより実施
- (2) 認知症介護基礎研修フォローアップ研修を新設

【事業概要(介護支援課施設係)】

② 軽費老人ホーム事務費補助事業

(根拠法令:長野県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 7 億 5,995 万 6 千円 (一般財源 7 億 5,995 万 6 千円)

【予算の主な内容】施設の運営費(人件費等)への補助

【目指す姿】

軽費老人ホームの事務費を補助することにより、家庭環境や住宅事情等の理由で居宅において生活することが困難な低所得の高齢者が低額な料金で入居できるようにすること、及び施設を運営する社会福祉法人等の経営の安定化を目指す。

【現 状】

入所者から徴収すべき事務費の一部を入所者の収入に応じて減免した施設に対して補助を行っているが、低所得者の負担を軽減するため及び施設経営の安定化のために引き続き補助を行っていく必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

軽費老人ホームが入所者から徴収すべき事務費の一部を入所者の収入に応じて減免した場合の事務費分を補助する。(利用者の負担軽減及び施設経営の安定化のための補助金)

県補助対象施設 経過的A型 3 施設 定員 150 名 ケアハウス 22 施設 定員 873 名

【事業の経過等】

- ・昭和 44 年 国庫補助事業創設(県内該当なし)
- ・昭和 55 年 県事業開始
- ・平成 2 年 ケアハウス制度創設
- ・平成 16 年 軽費老人ホーム事務費の国庫補助廃止(一般財源化)
- ・平成 27 年 地方交付税算定額の増加率 0.5%を事務費単価に反映
- ・令和 2 年 地方交付税算定額の増加率 0.9%を事務費単価に反映
- ・令和 3 年 令和元年度 10 月消費税増税への対応として増税割合(1.01852)を事務費単価に反映
- ・令和 4 年 介護職員の収入を月額 9,000 円引き上げるため、処遇改善費用を計上
- ・令和 6 年 介護職員の収入をさらに月額 6,000 円引き上げ、合計 15, 000 円の処遇改善費用を計上(令和6年度中の時限措置)
- ・令和 7 年 介護職員の収入分として増加率 1.16%、その他職員の収入分として増加率 0.61%をそれぞれ事務費単価等に反映

【事業概要(介護支援課計画係)】

② 認知症施策総合推進事業

(根拠法令: 平成 26 年 7 月 9 日付老発 0709 第 3 号「認知症施策等総合支援事業の実施について」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法)

【予算額及び内訳】 7,809 万円

(国庫補助金 3,779 万 7 千円、国庫委託金 80 万 9 千円、一般財源 3,784 万 1 千円、繰入金 164 万 3 千円)

【予算の主な内容】 認知症地域支援施策推進事業、認知症地域医療支援事業、認知症疾患医療センター運営事業補助金、若年性認知症施策推進事業、認知症施策推進支援及び普及啓発事業

【目指す姿】

医療・介護・福祉の連携による総合的支援を行い、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指す。

【現 状】

- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者(累計)R6年度末 943 人 研修年 1 回開催
- ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者(累計)R6年度末 1,076 人 研修年 1 回開催
- ・県下 11 か所に認知症疾患医療センターを設置(飯田病院、北アルプス医療センターあづみ病院、佐久総合病院、千曲荘病院、城西病院、桔梗ヶ原病院、北信総合病院、諏訪赤十字病院、長野県立こころの医療センター駒ヶ根、栗田病院、木曽病院)

【事業主体】

- 1 認知症地域支援施策推進事業 直接 2 認知症地域医療支援事業 直接・委託
- 3 認知症疾患医療センター運営事業 補助事業 4 若年性認知症施策推進事業 委託
- 5 認知症予防県民運動推進事業 直接 6 認知症施策推進支援及び普及啓発事業 直接・委託

【事業内容】

- 1 認知症地域支援施策推進事業
 - (1)医療・福祉・介護者・行政の代表 14 人を構成員とする推進会議 年1回開催
 - (2)認知症疾患センターの連携と地域医療を推進するための連携会議開催 年1回開催
- 2 認知症地域医療支援事業
 - (1)かかりつけ医認知症対応力向上研修 年 1 回開催 (2)認知症サポート医養成 5名
 - (3)病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 年 1 回開催
 - (4)薬剤師、看護職員認知症対応力向上研修 各年 1 回開催
 - (5)認知症サポート医フォローアップ研修 年 1 回開催
 - (6)病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修 年 1 回開催
- 3 認知症疾患医療センター運営事業

認知症疾患医療センターを全二次医療圏に設置

 - (1)認知症疾患専門相談窓口の設置、鑑別診断の実施 (2)専門担当者を配置し、地域包括支援センターとの連携を強化 (3)診断後の生活や認知症に対する不安が軽減できるよう相談支援や当事者ピア活動・交流会の実施 (4)アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等
- 4 若年性認知症施策推進事業
 - (1)若年性認知症支援関係者等研修会の開催 (2)若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催
 - (3)個別電話相談 (4)本人・家族支援プログラムの開催 (5)本人ミーティングの開催 (6)ピアサポート活動の支援
- 5 認知症予防県民運動推進事業
 - (1)新聞広告による認知症の理解・予防に関する周知・啓発

(2)啓発パンフレット作成・配布

6 認知症施策推進支援及び普及啓発事業

(1)「新しい認知症観」等の理解に向けた普及啓発

(2)認知症施策の方向性について県民の意識統一の場の設定

【事業の経過等】

平成19年度 かかりつけ医認知症対応力向上研修、認知症サポート医の養成開始

平成21年度 認知症コールセンターの設置、認知症疾患医療センターの指定1箇所(飯田病院)

平成22年度 認知症疾患医療センターの指定2箇所(飯田病院、北アルプス医療センターあづみ病院)

認知症サポート医フォローアップ研修にサポート医派遣(H23,23)

平成23年度 認知症疾患医療センターの指定3か所(飯田病院、北アルプス医療センターあづみ病院、佐久総合病院)

認知症対策推進協議会及び医療部会の設置

平成26年度 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修開始

県による認知症コールセンター設置事業の廃止

平成27年度 国の新オレンジプランに基づき、平成 30 年度までに全市町村に認知症初期集中支援チームを設置する
目標に向け、チームに携わる職種への研修を実施(平成 30 年度から全市町村でチーム設置となり、平成
29 年度末で終了)

平成28年度 薬剤師向けと看護職員向けの認知症対応力向上研修開始

平成29年度 若年性認知症支援コーディネーターの設置

平成30年度 認知症疾患医療センターの指定2か所(千曲荘病院、城西病院)

令和元年度 認知症疾患医療センターの指定2か所(桔梗ヶ原病院、北信総合病院)

令和 2 年度 認知症疾患医療センターの指定2か所(諏訪赤十字病院、長野県立こころの医療センター駒ヶ根)

令和 4 年度 認知症疾患医療センターの指定2か所(栗田病院、木曽病院)

保健・疾病対策課から介護支援課に所管替え

令和 5 年度 共生社会の実現を推進するため認知症基本法に基づく「長野県認知症施策推進計画」を策定

【事業概要(介護支援課施設係)】

② 老人福祉施設等整備事業

(根拠法令:老人福祉施設等整備事業補助金交付要綱(県要綱))

【予算額及び内訳】 2,711 万 2 千円 (一般財源 111 万 2 千円、県債 2,600 万円)

【予算の主な内容】 老人福祉施設等整備事業に要する経費に対する補助金

【目指す姿】

第9期長野県高齢者プラン(2024～2026年度)に基づく、特別養護老人ホーム等の施設整備を計画的に進めることにより、特別養護老人ホームへの入所希望に対応するとともに、各圏域のサービス見込み量に応じたサービス基盤の整備を目指す。

成果目標:特別養護老人ホーム入所定員数 13,828 人(2023 年度末)→14,026 人(2026 年度末)

【現 状】

- 令和6年4月1日現在、在宅での入所希望者は 1,752 人で、そのうち要介護3～5の中重度者は 1,638 人となっている。
- 特別養護老人ホームについては、介護者がいないなど自宅で介護を受けることが困難であり、緊急に特養への入所が必要な方についてすみやかに入所できるよう整備する必要がある。その他の方についても、在宅や他の施設で適切な介護を受けることができるよう施設基盤を整備する必要がある。
- 老朽化した施設については入所者の居住環境の改善を図るための取組を進める必要がある。

【事業主体】

社会福祉法人、市町村等

【事業内容】

老人福祉施設の整備を進める事業者(社会福祉法人、市町村等)に対する補助金の交付 2,711 万 2 千円
施設整備

施設種別	か所数	整備区分
特別養護老人ホーム	1	創設
養護老人ホーム	1	耐震化改修

<参考>対象事業等

対象事業	R7 補助単価
特別養護老人ホーム・養護老人ホームの整備 (定員 30 人以上)	創設・増築 1 床 3,342 千円(※4,120 千円) 増築 1 床 3,342 千円 改築 特養:1 床 4,222 千円 養護:1 床 4,398 千円
特養・養護の整備に伴う併設ショート of の整備	特養:1 床 1,759 千円 養護:1 床 1,935 千円
介護老人保健施設の整備(定員 30 人以上)	創設 1 施設 25,750 千円(※30,088 千円)
訪問看護事業所の整備	創設 1 施設 4,120 千円
耐震化改修	(補助率) 事業費(上限 48,700 円 × 延床面積㎡) の 1/2

※補助単価拡充要件を充たす場合に適用

【事業の経過等】

- ・平成 16 年度まで 社会福祉施設等整備事業（補助率：国 2/3、県 1/3）
- ・平成 17 年度 国交付金、県補助金 （補助率：国 定額、県 国の 1/2）
- ・平成 18 年度 国交付金廃止（一般財源化）県単の老人福祉施設等整備事業となる。（補助率：定額）
- ・平成 21 年度 補助単価拡充 地方財政措置の拡充を活用して補助単価を拡充
- ・平成 22 年度 予算規模拡大 特別養護老人ホームの待機者対策として、対前年度当初予算比 12 倍の予算を編成
- ・平成 23 年度 第 5 期計画以降の整備を積極的に支援、対前年度当初予算比 1.2 倍の予算を編成
- ・平成 24 年度 緊急経済対策終了に伴う補助単価の見直し（基本的に拡充前の単価とする）
- ・平成 27 年度 消費税増税等に対応し補助単価を見直し（3%増）

【事業概要(介護支援課施設係)】

⑭ 長野県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備分)

(根拠法令:地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

【予算額及び内訳】 26 億 7,764 万 9 千円 (基金繰入金 26 億 7,764 万 9 千円)

【予算の主な内容】 地域密着型施設の整備、施設の開設準備及び既存施設の改修等に対する支援

【目指す姿】

第9期長野県高齢者プラン(2024～2026年度)に基づく特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を計画的に進めることにより、地域におけるサービス基盤の充実を図るとともに、施設の開設準備にかかる経費に対し支援することにより、当該施設が開設時から安定した質の高いサービスが提供できるようにする。

また、既存の特別養護老人ホームの多床室を入所者のプライバシー保護のために改修する事業等に対し支援する。

【現状】

- 地域密着型の施設整備については、平成 21 年度から平成 26 年度まで、国の交付金を積み立てて造成した基金を財源として支援してきたが、平成 27 年度から消費税を財源とした地域医療介護総合確保基金(国 2/3、県 1/3)により行うこととなった。
- 第9期長野県高齢者プランにおいて市町村・広域連合が計画している施設整備が予定どおり行えるよう支援する必要がある。

【事業主体】

介護保険者である市町村・広域連合等

【事業内容】

- 1 施設整備等に関する補助
地域密着型特別養護老人ホーム等 38 か所
- 2 施設の開設準備等に対する補助
特別養護老人ホーム等 60 か所

【事業の経過等】

- ・平成 26 年度 長野県地域医療介護総合確保基金(国 2/3、県 1/3)介護分の創設
- ・平成 27 年度 長野県地域医療介護総合確保基金(介護施設等整備分)事業の実施